

# 電波監理審議会（第1150回）議事録

## 1 日時

令和7年12月19日（金）10：00～11：44

## 2 場所

Web会議による開催

## 3 出席者（敬称略）

### （1）電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、  
矢嶋 雅子

### （2）審理官

古賀 康之、三村 義幸

### （3）総務省

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、翁長 久（電波部長）、  
飯倉 主税（総務課長）、小川 裕之（電波政策課長）、  
宮澤 茂樹（重要無線室長）、五十嵐 大和（移動通信課長）、  
佐藤 輝彦（移動通信企画官）

### （4）幹事

松下 文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

#### 4 目次

(1) 開 会	1
(2) 質問事項 (総合通信基盤局)	
① 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (26GHz帯における第5世代移動通信システムの導入等に係る制度整備) (諮問第31号)	1
② 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (26GHz帯における第5世代移動通信システムの導入に係る制度整備) (諮問第32号)	1
③ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (無線局の免許等関連手続の電子申請義務化) (諮問第33号)	11
(3) 報告事項 (総合通信基盤局・有効利用評価部会)	
① 令和8年度電波の利用状況調査 (各種無線システム・714MHz以下の周波数帯及び公共業務用無線局)	21
② 26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針案の意見募集の開始	29
③ 有効利用評価部会の活動状況	41
(4) 閉 会	43

# 開 会

○ 笹瀬会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。本日の12月期の会議につきましては、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づいて、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項3件、報告事項3件となつております。

それでは、早速議事を開始いたしますので、総合通信基盤局の職員の方に入室するよう、御連絡よろしくお願ひいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

## 諮問事項 (総合通信基盤局)

(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (26GHz帯における第5世代移動通信システムの導入等に係る制度整備) (諮問第31号)

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (26GHz帯における第5世代移動通信システムの導入に係る制度整備) (諮問第32号)

○ 笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

諮問第31号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (26GHz帯における第5世代移動通信システムの導入等に係る制度整備)」及び諮問第32

号「周波数割当計画の一部を変更する告示案（26GHz帯における第5世代移動通信システムの導入に係る制度整備）」の2件につきまして、五十嵐移動通信課長及び小川電波政策課長から御説明をお願いいたします。

○五十嵐移動通信課長 おはようございます。移動通信課長の五十嵐と申します。諮問第31号の御説明を申し上げます。

本件は、本日のちほど御報告申し上げる、第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針案、いわゆる周波数オークションの対象となる26GHz帯に5Gのシステムを導入できるようにするため、技術基準等の整備を行うものでございます。

まず、資料の1番、諮問の概要について御説明申し上げます。

携帯電話をはじめとする移動通信システムにつきましては、トラヒックの継続的な増加や新たな利用ニーズの登場といったことに対応するために、さらなる周波数の確保が課題となっております。

こうした状況を踏まえまして、総務省では、情報通信審議会において、5G用周波数に関する技術的な検討を実施いただきまして、本年5月に、第5世代移動通信システムの技術的条件（26GHz帯、40GHz帯）に関する一部答申をいただきました。

その後、総務省において、26GHz帯及び40GHz帯における5Gシステムの利用に関する調査を行いましたところ、26GHz帯における5Gについて一定の利用意向が示されたところです。

本件は、こうした背景の下、26GHz帯における5Gの導入に関する制度整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正するものとなります。

なお、40GHz帯につきましては、利用意向調査の結果、早期の5Gの利用割当て希望といったものが示されなかつたことから、市場の動向や需要、海外の動向なども勘案して、改めて制度整備の時期を検討することとしておりま

す。

続いて 2 番、改正概要の御説明をいたします。

26GHz 帯に 5G を導入できるようにするための技術基準等の規定の整備としまして、無線設備規則という省令を改正することに加えまして、包括免許の手続を取ることができるよう、電波法施行規則、それから、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則を改正するものとなります。

加えて、資料 2 ページになりますけれども、現在 26GHz 帯で使用されております固定無線アクセスシステム（FWA）の周波数移行などに必要な規定の整備を行うため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則を改正するものとなります。具体的には、新規の無線局開設ができないよう規定を削除して経過措置を手当てるものになります。

本件の施行期日は公布の日を予定しております。

そして 4 番のところ、意見募集の結果につきましては、後ほど御説明させていただきますが、ここでは件数のみ申し上げますと、本年 10 月 11 日から 1 月 10 日までの期間に意見募集を実施したところ、8 件の意見提出がございました。

続きまして、3 ページの御説明を申し上げます。

本件の概要につきましては、先ほど御説明しておりますので割愛いたしますが、下の表の 1 段目を御覧ください。今回の周波数割当てにおいて、電気通信業務用以外の業務への割当ても想定されておりすることから、電波法施行規則においては、1 つ目、特定無線局の対象と位置づける無線局として、電気通信業務以外を行うことを目的とする TDD 方式の 5GNR-TDD の陸上移動局を追加いたします。

それから 2 つ目、特定無線局の無線設備の規格に、電気通信業務以外を行うことを目的とする 5GNR-TDD の陸上移動局を追加いたします。

2段目になります。こちらは、無線設備規則において、5G NR-TDDの周波数帯域として26GHz帯を追加して、技術基準を定める条文に反映させます。

また、26GHz帯のFWAの周波数移行を進めるために、26GHz帯FWAの技術基準を削除するとともに、この無線局の免許申請に対する経過措置を規定する改正を行います。

加えて、一番下、3番目となりますが、こちらは諮問対象ではございませんが、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則におきましては、工事設計書の様式への記載内容に26GHz帯を追加することとしております。

資料4ページ目は、御参考としまして、今回新設ないし改正する関連の告示を一覧でお示ししております。

5ページにまいります。こちらが5G NRの技術的条件となります。表の左半分に、情報通信審議会において取りまとめいただいた26GHz帯の技術的条件を示しております。表の右側には、既に利用されている28GHz帯5Gの技術的条件を記載しております。そちらからの差分を赤文字で示しております。左側も、ほぼ黒文字となっておりますとおり、主要な条件は同一なものとなります。

なお、28GHz帯の周波数につきましても、今回、赤字の見え消しの改正をしております。こちら、これまでに27.0GHzから29.5GHzとしていたところですが、携帯電話の技術の国際標準化を行っております3GPPのバンドプランにそろえる形で、「27.0GHzから」としていた下限値を、「26.5GHzから」に改正します。

加えて、ローカル5Gの周波数であります「28.2GHzから29.1GHzまで」が、これまでここに包含される形で重複しておりましたが、より分かりやすい形とすべく、その点も整理しまして、結果、仕上がりとしましては、

「26.5GHzから28.2GHzまで及び29.1GHzから29.5GHzまで」の周波数帯とする変更を行っております。

左半分にお示しした26GHz帯の周波数につきましても、3GPPのバンドプランにそろえまして、「25.25GHzから27.5GHzまで」といたしますため、結果としましては、実はこの左右、28GHz帯と26GHz帯で一部の周波数帯が重複することになります。この重複する帯域につきましては、どちらの帯域としても端末を動作させることができます。

こうした内容につきまして、先ほど御説明した無線設備規則に反映しております。

以降のページは御参考となりますが、6ページ目は、令和7年6月時点の移動通信トラヒックが引き続き増加基調にありますという御説明と、7ページ目は、技術的条件を策定するに当たって共用検討を行った26GHz帯の他のシステムをお示ししたものとなります。今回のオークションでは、これらの検討から得られました共用可能性の高さといったことも考慮しまして割当てを行うこととしております。

続いて、資料の8ページから10ページまでにかけましては、今回の省令改正案等に対する意見募集で提出された意見と、それに対する総務省の考え方を記載したものです。

意見の1番から4番までは、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクからのもので、御賛同の意見をいただいております。

5番につきましては、ソフトバンクから、技術基準適合証明等の経過措置に関する御意見をいただいております。これに対する総務省の考え方ですけれども、改正省令施行時点で、昔の設備規則によって技術基準適合証明等の審査が通っているものは、工事設計に変更がない限り、新しい設備規則に適合するものとして技術基準適合証明等を受けたものとみなすよう、修正いたします。

それから、6番から8番までにつきましては、個人の方からの御意見で、体裁などに関する修正の御意見をいただきしております、いずれも御意見いただいたとおり修正を行うこととします。

9番につきましても、ソフトバンクからで、キャリアアグリゲーションに関する告示への御意見となります。こちらに対する総務省の考え方としましては、情報通信審議会における検討を踏まえまして、価額競争への参入促進ですとか、柔軟な周波数利用を可能とするため、令和6年総務省告示278号、この告示の改正は行わない、つまり、キャリアアグリゲーションに関する制約を設けないことといたします。

10番目の御意見も個人の方からでして、電波法関係審査基準の公開に関する御意見となります。これに対する考え方につきましては、今後の参考とさせていただきますとしております。

11番についても個人の方からで、5Gに対する反対の御意見をいただきております。本案に対する具体的な御意見というものが明らかではございませんので、今回の省令改正案につきましては原案のとおりとさせていただきますとしております。

最後12番も個人の方からで、賛同の御意見に加えまして、携帯電話料金に関する御意見をいただいております。こちらに対する考え方としましては、賛同意見の部分は承るとともに、携帯電話料金に関する御意見は今後の参考として承りますとしております。

なお、今回の意見募集では、26GHz帯FWAへの移行に関する御意見はございませんでした。

本案件の御説明は以上となります。少し分かりにくい部分があったかもしれません、どうぞ御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小川電波政策課長 引き続きまして、電波政策課の小川から、ただいまの諮

問第31号に関連いたしまして、26GHz帯への第5世代移動通信システムの導入に係る制度整備に關しまして、周波数割当計画の一部を変更する告示案について御説明申し上げたいと思います。

資料1ページの1番の、諮問の概要につきましては、諮問第31号の御説明であったとおりでございます。

2番の、変更概要につきましては、恐れ入りますが、資料の3ページをまず御覧いただければと思います。こちらにお示ししております周波数割当計画の該当の部分につきまして、一部変更を行うものでございます。

まず1点目でございますが、御覧いただいている表の右側の、変更後となっているところの一番下、別表10-4と書いてあるところでございますけれども、一周波方式のシングルキャリア周波数分割多元接続方式または直交周波数分割多元接続方式無線通信の周波数を規定する周波数割当計画の別表10-4を新設いたしまして、25.25GHzを超える27.0GHz以下の周波数を規定するものでございます。

併せまして、この表の中でございますけれども、26GHz帯を使用する固定ワイヤレスアクセスシステムの周波数の使用期限を、令和13年5月31日までと規定するというものでございます。

資料の1ページにお戻りいただければと思います。以上の変更につきまして、3の、施行期日でございますけれども、答申をいただいた場合は、速やかに施行予定ということで公布日の施行を予定しているものでございます。

続きまして、2ページ目の、意見募集の結果でございますけれども、本件に関する意見募集につきましては、周波数割当計画の変更に関する意見の提出はございませんでした。

以上、諮問第32号の御説明になります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○ 笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見よろしくお願ひします。諮問第31号、諮問第32号のどちらに対するものかを明らかにしたうえで、ご発言をお願いいたします。それでは順番にお伺いします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○ 大久保代理 大久保です。いずれも、適切な改正及び変更だと思います。同意をいたします。ありがとうございました。

○ 笹瀬会長 どうもありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○ 長田委員 長田です。私も必要な改正だと考えておりますので、賛成いたします。

○ 笹瀬会長 ありがとうございました。

西村委員、いかがでしょうか。

○ 西村委員 私も、結論として、諮問第31号、それから諮問第32号、賛成いたします。

1点、諮問第31号について、今回の改正省令案の具体的な内容とは結論的に関係ないかもしれません、ソフトバンクからの意見の9について、状況を教えていただければなと考えております。

具体的には、当初、その告示を改正するという方向で取り扱われていたかと存じますが、その場合、当初どのような意図で制限をかけていたのか、あるいは、どのような意図での改正だったのか。そして、その後、ソフトバンクの意見に対応する形で、改正を行わないというふうに今回なりましたけれども、それについて、価額競争への参入促進、柔軟な周波数利用を可能にするというふうに考え方では表現されているんですけども、改正を行わないことになるつながりについて教えていただければと考えております。以上でございます。

○ 笹瀬会長 いかがでしょうか。案件ご担当者から御返答ございますか。

○ 五十嵐移動通信課長 西村先生、御質問ありがとうございます。

この告示は、もともとローカル5Gと商用5Gとの間でキャリアアグリゲーションを行うことが競争的にどうかということがありまして、これらのキャリアアグリゲーションを許容しないとする目的でつくられている告示であります。が、今回のオークションにおける地域枠と全国枠につきましては、地域枠について電気通信業務用以外の様々な利用というものもございますし、また、実際にキャリアアグリゲーションを行う可能性は低いのかなということで、シンプルな規律とするべく、そこは改正を行わないこととしたというものになります。

○ 西村委員 分かりました。そうすると、これは、キャリアアグリゲーションは恐らく生じないという、そういう理解でよろしいですか。そうすると、そもそも競争上の問題が生じない、そういう理解になるのでしょうか。キャリアアグリゲーションが想定されないような今回の条件付オークションという、そういう制度設計というふうに理解してよろしいでしょうか。

○ 五十嵐移動通信課長 ありがとうございます。地域枠のほうは、キャリアアグリゲーションをしても構わないという部分になります。地域枠とローカル5Gといったキャリアアグリゲーションはできるようにするものになります。

○ 西村委員 分かりました。また報告の中で、そういうことができる、あるいは、地域が隣接している場合等々あるかと思いますので、そのつながりというふうに理解をいたしました。私からは以上でございます。ありがとうございます。

○ 笹瀬会長 ありがとうございました。

それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○ 矢嶋委員 いずれにつきましても私のほうでは賛同いたします。御説明ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、私から1点、質問させてください。

諮問第31号のほうのスライド5ページ目の図を見ると、26GHz帯、28GHz帯と書いてありますが、周波数が一部重なっていますよね。26.5GHzから27.5GHzですか。この表は外に出るのでしょうか。というのは、26GHz帯、28GHz帯と書いてありますけれども、一つにまとめるのであれば、周波数をはっきり、重ならないようにしたほうがよりクリアな気がするのですが、ここは何か歴史的な背景があるのでしょうか。

多分、27GHzまではFWAで使っていた周波数帯ということで、それが変更になるということかもしれません、この技術的状況を見ると全く同じなので、周波数を重ねて書くのも変な気がします。しかも、右側の表では、ローカル5Gのところを省いていますので、もっとすっきりまとめることもできるのかと思ったのですが、何か理由はあるのでしょうか。以上です。

○五十嵐移動通信課長 笹瀬先生、御質問ありがとうございます。

幾つか理由がございますが、まず一つは、3GPPのバンドプラン関係です。このバンドは細かく規定されておりまして、右側はn257というバンド、左側はn258というバンドになります。携帯電話の基地局や端末が3GPPのどのバンドを使うのかという形で設計がなされています。そうしたときに、ここはくっつけることも可能ではあったのですが、バンドプランとの対応関係から、分けたほうが、端末や基地局の基準に合っているかどうかという観点から分かりやすいというのが一つです。

もう一つは、仕様に関する相違です。この表は代表的なスペックをお示ししているのですが、実は非常に細かいところでの差異が存在しております。そのために、実際に技術基準の省令に落とす場合は、項目を、場所を分けて記載することがやはり必要となってしまいますので、今回そういった観点から26

G H z 帯と 2 8 G H z 帯を分けて規定するというふうにしたものでございます。

○ 笹瀬会長 分かりました。 そうすると、細かいスペックを見た場合に、この 2 つではシステムが違い、分けたほうがクリアだということで、例えば 2 7 G H z 帯を使う場合に関してはどちらでも選べるという理解でよろしいですか。

○ 五十嵐移動通信課長 はい、そういうことになります。特に、今回、オークションで地域枠として割り当てられる、 2 6 G H z 帯の上のほうがまさにこの 2 7 G H z にかかるところなのですが、 2 8 G H z 帯の N 2 5 7 の端末というのが実は既に市場に出ているわけですので、地域枠についてはその端末をそのまま、N 2 5 7 、 2 8 G H z 帯のものは流用できるということになりますので、この重複があることでそういった使いやすさがあるのかなと思います。

○ 笹瀬会長 分かりました。 つまり、使うほうから見るとこのほうが使い勝手がいいというようになっているんですね。

○ 五十嵐移動通信課長 はい、そのように考えています。

○ 笹瀬会長 分かりました。 どうもありがとうございました。

ほかに何か質問等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

それでは、 諒問第 3 1 号及び諒問第 3 2 号は、 それぞれ諒問のとおり、改正、変更することが適当であるという旨の答申を行います。 どうもありがとうございました。

○ 五十嵐移動通信課長 どうもありがとうございました。 失礼いたします。

(3) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（無線局の免許等関連手続の電子申請義務化）（諒問第 3 3 号）

○ 笹瀬会長 それでは、 続きまして諒問第 3 3 号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案（無線局の免許等関連手続の電子申請義務化）」につきまして、

小川電波政策課長から御説明をお願いいたします。

○小川電波政策課長 引き続きまして、電波政策課の小川から、諮問第33号を説明資料に従いまして御説明申し上げます。

本件は、ただいま御紹介ございましたように、電波法施行規則等の一部を改正する省令案（無線局の免許等関連手続の電子申請の義務化）に関連するものでございます。

まず、資料1ページ、1番の、諮問の概要でございますが、第217回通常国会におきまして成立いたしました電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）の施行のため、無線局の免許等関連手続の電子申請義務化の制度整備を行う電波法施行規則等の一部改正について諮問させていただくものでございます。

2番の、改正または変更概要の部分でございますけれども、大きく2点ございます。

まず1点目、無線局の免許等関連手続の電子申請義務化の制度整備に関しまして、相当数の無線局を開設しているものの定めをする電波法施行規則の一部改正に関するものでございます。このうち、太字の部分につきましては、電波監理審議会の必要的諮問事項となっているものでございます。

2点目といたしまして、その他の制度整備といたしまして、電子処分通知等及び電子委任状の使用に関する関係、電波法施行規則、無線局免許手続規則、登録検査等事業者等規則の一部改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、改正法の施行の日、令和8年4月1日を想定しております。

4番の、意見募集の結果でございますが、本件につきましては、本年11月1日から12月1日までの間、意見募集を行いまして、18件の意見の提出がございました。

2ページ以降で、改正の省令案、それから、意見募集の結果等について、その概要を御説明申し上げます。

資料の3ページを御覧いただければと思います。ただいま御説明いたしました改正電波法に基づきまして、国、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定める者、これらにつきましては、無線局の免許等関連手続につきまして、電子申請により行わなければならぬとされております。

3ページの下半分のイメージで御説明いたしますと、左側、現状では、免許人あるいは申請者が申請を行う場合、青い矢印①の電子申請とオレンジの矢印②の書面申請、これらの選択は任意となっているという状況でございます。

改正法の施行後でございますけれども、今後のところ、右側でございますが、このうち、国、独立行政法人、それから相当数の無線局を開設している者につきましては、青い矢印①の電子申請のみということになります。

一方、それ以外の者につきましては、従来どおり、電子申請、書面申請の選択は任意となるということでございます。

4ページを御覧ください。改正省令案の概要等について御説明申し上げます。

まず、(1)電子申請義務化の対象として、電波法施行規則第51条の9の2の規定におきまして、電子申請の義務化の対象として、包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものについて、規定をすることとしております。

この総務省令で定めるものの対象といたしましては、書面申請の廃止による効率化の効果等に鑑みまして、既にその手続のほとんどを電子申請により行っており、速やかに電子申請への完全対応が可能であること、また、多数の無線局を開設しており、国の機関や独立行政法人と同様に、他の事業者に先立ち積極的に電子申請に取り組むことが求められるといった観点から、携帯電話事業

者等を対象として定めるものでございます。

この携帯電話事業者等につきましては、全国BWA事業者も含むということですございます。

この部分につきましては、赤枠で囲ってございますけれども、電波監理審議会にお諮りする事項となってございます。

(2) のその他といたしまして、電子申請をする場合の処分通知等につきましては、電子処分通知等によるものとすること。それから、電子申請をする場合の電子申請に係る委任状につきましては、電子委任状を使用するものとすること。その他の所要の規定の改正を行うために、電波法施行規則、無線局免許手続規則、登録検査等事業者等規則の一部改正を行うものでございます。

以上が、今回お諮りさせていただきます省令改正案に関する御説明でございますけれども、5ページ以降で、今後の進め方について若干、御説明をさせていただければと思います。

今般の改正省令案の意見募集に際しまして、この5ページ、6ページ、青枠でくくったところにつきましても、今後の進め方として併せて公表をさせていただいたものでございます。

電子申請義務化の今後の進め方につきまして、今後、この総務省令で定める者の範囲につきましては、書面申請の廃止による行政機関の効率化の効果、デジタル技術の導入状況、免許人の負担感・需要の程度、こういった変化の状況を勘案いたしまして、その範囲は適時適切に判断していくこととしております。

また、その対象を拡大するに当たりましては、義務づけの対象となる免許人等が十分な準備期間を確保して計画的に電子申請の対応の準備ができるよう、あらかじめ広く周知広報を実施する必要があるというふうに考えております。

こういったことを踏まえまして、施行日から再免許の機会を捉えて丁寧に免

許人にお知らせしていくということを念頭に、無線局の免許の期間でございます最長5年間において、特に一斉再免許の機会も捉えて、段階的に義務化をしていくということが適当であるというふうに考えてございます。

なお、個人等につきましては、当分の間、電子申請を義務化しないということとしてございます。

これらを踏まえまして、現時点の想定といたしまして、まず、基幹放送事業者、これはコミュニティ放送事業者等を除く者でございますけれども、こちらにつきましては、既に大半の手続を電子申請により行っていること、また、携帯電話事業者等と同様に、公共性が高く、社会的な影響力が大きいという事情も踏まえて、他の事業者に率先して電子申請に取り組むことが求められているということから、義務化の対象としていくことが適当であるというふうに考えてございます。

この義務化の時期につきましては、次の一斉再免許までの機会を捉えまして丁寧に周知をしていくことによって、次回の一斉再免許の申請時から電子化の義務づけを行うことができるものと考えてございます。なお、現在の免許の有効期限が令和10年10月31日でございます。

続きまして6ページでございます。携帯電話事業者、それから基幹放送事業者以外の無線局に対して、電子申請の義務化の対象を拡大していくに当たりましては、申請者・免許人に対する負担感それから需要の観点から、電子申請に対応するための一時的なコスト増（対応コスト）に対しまして、電子申請により得られるコスト削減効果が上回ることを示していくことが必要であると考えてございます。

この対応コストにつきましては、申請者・免許人が、電子申請に対応するために、PCそれからインターネット等、利用環境の整備であるとか、ID、電子証明書等、アカウントの取得といったような手続、また、システムの使用方

法、操作方法、それから申請の準備、こういったものを習熟していただく際のコストが必要になるということを想定しております。

また、コスト削減効果につきましては、電子申請によりますと申請手数料が3割減になるといった直接的な効果がございます。そのほか、ペーパーレス化による管理コストの削減であるとか、利便性の向上といった効果も期待をされるところでございます。

こういった電子申請への対応コスト、それからコスト削減効果を試算して比較をいたしましたところ、現時点における試算では、法人において5局以上、免許局・登録局を開設している場合、コスト削減効果が対応コストを上回るとの試算結果が得られたというところでございまして、施行5年後に、5局以上開設をしている法人に義務づけをした場合におきましては、電子申請率を約10%向上させることができ、書面申請が現状の約半分になるといったような効果が得られるものと試算をしているところでございます。

以上を踏まえまして、5局以上、免許局・登録局を開設している法人につきまして、施行の5年後、令和13年4月1日から義務づけを行うことができる状況になるのではないかというふうに考えてございます。

7ページを御覧ください。以上の方針に基づきまして、電子申請の義務化に向けて、総務省では丁寧な周知広報を速やかに開始していくとともに、これらの義務化の拡大に伴う省令案の改正につきましては、今後、適時適切に電波監理審議会のほうに諮問させていただくということとしてございます。

以上、御説明したところをまとめたのが、下の表でございまして、本日の諮問に関わるところにつきましては、令和8年の4月、国、独立行政法人に加えまして、携帯電話事業者、全国BWA事業者に対して電子申請の義務化を行うものです。

今後の方針といたしましては、赤枠でくくったところでございますけれども、

基幹放送事業者につきましては、令和10年5月1日の一斉再免許の申請時から電子申請の義務化を行うこと、5局以上開設している法人につきましては、5年後の令和13年4月から電子申請の義務化を行う、こういったような方向で周知広報、それから準備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

8ページにつきましては、電子申請率の状況等をおまとめしておりますが、説明を省略させていただきます。

続きまして、9ページから、意見募集の結果につきましてまとめた資料でございますけれども、意見募集におきましては計18社から意見の提出がございました。

個々の御紹介は省略をさせていただきますけれども、今回の諮問事項、改正省令案については、賛同の意見が携帯電話事業者から提出されているところでございます。

そのほか、全般的に、今後の電子申請の義務化の進め方について御意見を頂戴しておりますけれども、おおむね賛同の御意見をいただいているところでございます。

一方で、電子申請システムの改善であるとか、サポート体制の充実、障害発生時の対応、それから、5局以上を開設している法人につきまして零細事業者への配慮を求める意見、また、今後の分かりやすい説明を求める意見、こういったような意見が提出されているところでございます。

総務省といたしましては、継続的な改善や周知広報に努めてまいりたいと考えております。

それから、17ページ以降、参考条文、諮問書、改正省令案等をおつけしておりますが、説明を省略させていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○ 笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見よろしくお願ひいたします。順番にお伺いしていきます。

大久保課長代理いかがでしょうか。

○ 大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。適切な改正内容だと思いますので、同意をいたします。

1点、デジタル化は、社会全般にかなりのスピードで進んでいます。このように進めていく上で、それにすぐ対応できる大手の事業者と、先ほど御説明あったとおり、個人のレベルでは、どうしてもその対応能力に相当な差が出てくるというところが、社会のデジタル化を進めていく上では、本件にかかわらず非常に大きな課題になっているというふうに思っております。

その意味で、先ほど御説明あったとおり、丁寧な周知広報、それからサポート体制の整備等を通じて、なるべく早く、できる範囲で、スピードを上げて、今後とも対応いただければというふうに思います。以上です。

○ 笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○ 長田委員 ありがとうございます。私も今回の御提案には賛成いたします。デジタル化のブロードバンドユニバもどんどん進んでいく中で、そういう条件が整っていくわけで、ネックとなっているものが何かあるのだとしたら、それを解決する方向で、できるだけ皆さんに優しい方法でこのデジタル化が進んでいけばいいなと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○ 笹瀬会長 どうもありがとうございました。

西村委員、いかがでしょうか。

○ 西村委員 私も改正省令案に賛同いたします。右肩7ページにありますとおり、これまで電子申請に対応していなかった、あるいはできていなかった事業

者へのサポートというのが肝要かと思いますので、今後の総務省の工夫、対応等の進捗報告もぜひお願いできればと思っております。以上でございます。

○ 笹瀬会長 どうもありがとうございました。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○ 矢嶋委員 御説明ありがとうございました。私も改正省令案に賛同いたしました。もう既に他の委員からも御意見、出ているところではございますが、電子化というのは時代の必然だと思っておりますので、電子申請とそれから紙による申請という制度を2つそのまま維持することによって、管理コストというものは当然いつまでもかかるわけでございますので、やはり限りある予算というものを効率的にかつ有益に活用するためにも、やはり電子化については、より一層知恵を絞っていただいて、推進する方向で今後も御尽力いただければと思っております。

ただ、今回の改正案は非常に丁寧なステップを踏んでいると思いますので、この内容で進めていただければと考えます。

○ 笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私が1点、お伺いします。8ページを見ると、個人の方に比べて法人の方が多少電子申請率は高いですが、この数年を見ると年々下がっているように見えますよね。先ほどお話があったように、5年ごとに免許更新ということで、下の左側の表を見ると、この件数は、ある特定の法人の電子申請率がすごく少なかったからというわけでもないという気がするのですが、何か理由があるのでしょうか。

年々、つまり10年ぐらい前からずっと、電子申請でやっているわけですね。それが全然増えていない。逆に言うと、法人に関してはこの数年、右下がりになっているのは、何か理由があるのでしょうか。

○ 小川電波政策課長 笹瀬会長、御質問ありがとうございます。

まず、年によって電子申請率が凸凹しているというところに関しましては、免許の申請が基本的に5年単位で行われているということを勘案して見る必要があるというふうに思っておりまして、5年サイクルの中で見ますと、前回の5年前に比べては電子申請率が上がっているという状況にはなってございます。したがいまして、全体としては、平均いたしますと電子申請率は向上しているといったようなトレンドというふうに見ております。

一方で、今笹瀬会長から御指摘がございましたように、無線局種によって、電子申請率が大きく進んでいる局種と、必ずしもそうではない局種等ございます。そういった局種の再免許の時期に当たりますと、前年のほかの局種の再免許のときに比べまして電子申請率が相対的に下がってしまうというような形で、グラフがちょっと凸凹しているといったようなことになっておりますが、例えば同じ局種同士を5年前の再免許のときと比べますと、明らかに電子申請率は上がっているという状況になってございますので、全体としては電子申請率が上がっている傾向であるというふうに御理解いただければというふうに思っております。

○ 笹瀬会長 分かりました。特にこれを上げるために、先ほどお話があった手数料を3割減にするということは、これまでそういうことはされてこられなかつたという理解でよろしいですか。

○ 小川電波政策課長 これまでも、電子申請においては、書面の申請に比べて手数料を下げるといったような措置は行っております。

○ 笹瀬会長 なるほど。そうすると、今回3割下げるということがかなり効くというか、うまく作用することを期待されていて、特に5年ごとに手続ですから、そういう意味で、電子的な行動に切り替えるいいチャンスだという理解でよろしいですね。

○ 小川電波政策課長 そのとおりの御理解で結構でございます。

○ 笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。私もこの省令案の改正には賛成いたします。以上です。

その他、何か御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第33号は諮問のとおり改正することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○ 小川電波政策課長 ありがとうございました。

### 報告事項（総合通信基盤局）

（1）令和8年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下 の周波数帯及び公共業務用無線局）

○ 笹瀬会長 それでは、以上で諮問事項が終わりましたので、続きまして、報告事項に移りたいと思います。

報告事項「令和8年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下 の周波数帯及び公共業務用無線局）」につきまして、これも小川電波政策課長及び宮澤重要無線室長から御説明、どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 小川電波政策課長 引き続きまして、電波政策課、小川から、報告資料に基づきまして、令和8年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下 の周波数帯及び公共業務用無線局）に係る調査方針（案）について御説明申し上げます。

本件につきましては、10月の有効利用評価部会において報告をさせていた だいたものでございます。

まず、先立ちまして4ページから御説明を申し上げたいと思いますが、先般 6月に電波監理審議会から御報告いただきました令和6年度電波の利用状況調

査の評価結果において示されました、調査に係る検討課題への対応について、まず御説明を申し上げたいと思います。

4ページ、中央に、課題①から③で記載をさせていただいておりますけれども、先般、電波監理審議会から頂戴いたしました、電波の有効利用の程度の評価結果における総括におきまして、この3点が主な検討課題として御指摘をいただいたものと認識してございます。

まず①でございますが、期待する回答が得られるよう、設問の趣旨を明確にする、選択肢については類型化して最小限とする、理由が必要なものは理由を問うなど、工夫が必要ではないかということ。

それから②でございますが、各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果の整理につきましては、電波の地域的な特色的傾向の把握、分析に資する整理が必要である一方、有意でない図表を削除するなど、見直しが必要ではないかということ。

それから③といたしまして、免許人や無線局数の増減のみではなく、増加の背景として社会的な事象が考えられるものがあれば、それらを確認しておくことが望ましいといった御指摘をいただいたものと認識してございます。

まず、この③につきましては、電波監理審議会の御指摘を踏まえまして、記載のとおり、今後の調査において確認を行ってまいりたいと考えてございます。

また、①、②につきましては、次のページから対応方針を御説明申し上げます。

まず5ページを御覧ください。回答の選択肢に対して工夫が必要という御指摘の対応につきましては、確かにこれまでの調査では、設問の仕方、順序や選択肢が多岐にわたるということで、期待する回答が得られていないものも見られた状況でございます。特に、選択肢が多いことでかえって免許人にとって、意味の捉え方が変わることになってしまっている可能性もあるということをご

ざいますので、今般の御指摘も踏まえまして、選択肢については類型化して最小限にするといった形で、設問の見直しを行うこととしております。

このページでお示ししておりますのは、固定系システムへの設問例でございますけれども、左側が従来の選択肢ということで、設問の中で、例えばグループで書いてあるところで申し上げますと、予備・代替設備に関する設問が幾つかあるといった形で、分かりづらい面もあったかと考えております。こちらを右側の今後の改善後の選択肢のように、予備・代替設備に関する設問は1個に絞るということで、より分かりやすい設問に見直しを行うということで考えているところでございます。

ほかのシステムへの設問例でございますけれども、6ページは移動系システムへの設問の検討例、7ページは、デジタルへの移行が求められるシステムの設問の検討例でございますが、同様の設問を集約、及び注意書きを加えるということで、より、設問の意味、選択肢が分かりやすいものになるように努めてまいりたいと思います。

8ページを御覧ください。御指摘の2番目でございますけれども、各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果の整理についての見直しでございます。

従来、調査票の調査結果につきましては、本誌の第3章に全国の図表が掲載されておりまして、続く第4章で各総合通信局の節におきまして局ごとの回答を図表化しております。一方で、各総合通信局ごとになりますと、有効回答数が1桁台のものも多くございまして、左下の図にございますように、有効回答数が1桁のものを図表化することについて、どれぐらい有意なものかといったような御指摘もいただいているところでございます。

こういった御指摘も踏まえまして、各総合通信局ごとの回答を図表化したものは作成しないという一方で、地域的な特色の傾向を分かりやすく可視化するために、例えば増減上位10システムであるとか、無線局数上位10システム

といったような、特徴的なシステムについて全国の状況を分かるような表を掲載するといったような改善をしたいと思っております。

そのイメージが、この右下に示しております表でございますけれども、その中でも、例えば、増減傾向が全国と異なる傾向の総合通信局を色付けするなど、各総合通信局ごとの動向が分かるように努めてまいりたいと思います。

以上が、各種無線局の調査の見直しの方向でございます。

続きまして、11ページでございますけれども、公共業務用無線局に係る調査につきまして、有効利用評価における御指摘への対応について御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。公共業務用無線局に関する調査については、このページで示しております主に3点、御指摘をいただいたものと認識してございます。

まず、課題の①でございますけれども、デジタル化や他のシステムへの移行・代替における課題の把握に関しまして、検討中という回答について、その背景となる課題や検討状況を把握する必要があるのではないかとの御指摘をいただいております。

また、無線機器の耐用年数の把握、デジタル化のメリット等の説明に関しまして、関係府省庁への説明の機会を捉えて確認をしていくということと、デジタル化のメリットの説明など、免許人のサポートを併せた調査を行うことが望ましいのではないかといったこと。

それから、各種無線局の調査でも御指摘いただいておりますけれども、設問等の工夫を行ってほしいといった御指摘をいただいたものと認識してございます。

ただいま御説明した3点目の設問等の部分については、先ほど御説明したものと同様の工夫を講じていくこととしております。

1点目と2点目につきましては、13ページで御説明を申し上げたいと思います。

まず、デジタル化や他システムへの移行・代替における課題の把握に関してしまして、検討中という回答につきまして、令和6年度の調査結果につきまして確認をいたしましたところ、他システムへの移行または廃止等の今後の方向性を検討中であるとか、デジタル方式の無線局では環境音を十分に拾えていないため代替システムを検討中などの状況であることが分かったということでござります。

電波監理審議会の御指摘を踏まえまして、各府省庁の年次ヒアリング等の機会を捉えて、免許人に対して移行が進まない事情等の把握に努めてまいりたいと考えております。

また、無線機器の耐用年数の把握、デジタル化のメリット等の説明につきましては、まず、耐用年数、更新時期につきまして、更新予定時期を確認する設問を追加することとしたいと思っております。また、デジタル化の関係と同様に、免許人ヒアリングの機会を捉えて、デジタル化のメリットを説明するなど、免許人のサポートを実施してまいりたいと考えております。

以上が、電波監理審議会からの評価における指摘を踏まえた、調査の改善事項についての御説明でございました。

14ページから、令和8年度の調査方針について御説明を申し上げます。

まず15ページでございますけれども、令和8年度の調査につきましては、この図の中央にございます、電気通信業務用基地局以外の無線局のところでございまして、各種無線システムにつきましては、赤字で書いてございます714MHz以下の周波数帯、それから公共業務用無線局について調査を行うこととしてございます。

調査のスケジュールを17ページでお示しをしております。令和8年度の調

査につきましては、4月1日を調査の基準日といたしまして、8月のところに調査回答期限と書いてございますけれども、夏を目途に調査票を回収いたしまして、その後、結果の集計、調査結果を作成して、令和9年3月の電波監理審議会で御報告をさせていただくというスケジュールを想定しております。調査結果を電波監理審議会に御報告させていただいた後は、電波監理審議会のほうで、有効利用の程度の評価を行っていただくという流れになってまいりますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、重点調査対象システムにつきまして、20ページで御説明を申し上げます。重点調査の対象につきましては、タクシーデジタル無線の基地局・携帯基地局、それから陸上移動局・携帯局の2つのシステムを検討しているところでございます。

タクシー無線につきましては、デジタルへの移行が完了しておりますけれども、令和6年度の調査におきましてデジタルにつきましても減少しております、特に陸上移動局に関しましては、タクシー車両の減少以上に無線局数が減少しているといった状況でございます。

周波数再編アクションプランにおきましては、アナログ・デジタル方式問わず、システム全体の無線局数が顕著に減少している無線システムにつきまして、この減少傾向を注視して、長中期的な課題として、周波数の整理・再編について調査・検討を進めることとしております。

こういったことを踏まえまして、自営系無線の代表的なシステムであるタクシーデジタル無線について、免許人の動向、移行先、それから伝搬特性等、電波の特性の把握を行うことで周波数の整理・再編に資するデータを取得するために、重点調査として選定したものでございます。

なお、免許人が多いシステムでございますので、調査対象につきましては、一部の免許人への調査を検討しているものでございます。

そのほか、通常調査の対象システムにつきまして、21ページ以降に表でお示しをしているところでございます。

令和8年度の調査方針に関する御報告は以上でございます。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 笹瀬会長 どうもありがとうございました。宮澤重要無線室長からも御説明ありますでしょうか。

○ 宮澤重要無線室長 重要無線室の宮澤でございます。若干補足をさせていただければと思ってございます。

先ほど、スライドの13ページ目になりますけれども、電波監理審議会の先生方から御指摘いただきござります点、今後、関係省庁に対しましては年次のヒアリングを行います。毎年、関係省庁から、新たなシステムの導入ですか、それに係る無線局の免許申請の手続など、様々な御説明をいただいているところでございまして、そういう機会を捉えましてフォローアップをしっかりと行っていきたいと思ってございます。先ほど小川課長の方から御説明のありましたとおり、やはり、システムの移行状況など、検討中ということで、書面ではなかなか見えづらい部分がございますので、このような機会を捉えて併せて確認してまいりたいと思ってございます。

関係省庁におきましても人事異動等、2年から3年のスパンで担当者が替わるといったことがございます。これまでも、私どもの方から、デジタル化の重要性、必要性など、説明してまいりてございますけれども、引き続き、こういったタイミングを捉えてしっかりと説明、フォローしてまいりたいと思ってございます。以上でございます。

○ 笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは御質問、御意見よろしくお願ひいたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。詳細な御説明ありがとうございました。私のほうからは特にございません。いろいろ多岐にわたる課題の対応、これからも大変だと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。ありがとうございます。有効利用評価部会の先生方が非常に丁寧に議論してくださって御意見を出していただいたものを、受け止めていただいて、こうやって変わっていくということは、すごくよかったですかなと思っています。よろしくお願ひします。

○笹瀬会長 ありがとうございました。

西村先生、いかがでしょうか。

○西村委員 ありがとうございます。利用状況調査は大変重要だと理解しております。評価に向けてその大前提となるものでございますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。特段私からはございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御報告ありがとうございました。本当に非常に丁寧に御指摘もいだき、かつ対応いただいているというふうに感じました。

特に、質問内容を工夫するということは、現状を把握するのに大変よい工夫のポイントだと思いますので、また今回の工夫されたところの評価などをいただきながら、よりよい調査、質問といったものに進めていってもらえばと思っております。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私から、非常によくやっていただきありがとうございます。特に公共業務用無線局に関しましては、他の官庁のところにも関係しますので、そういう意味

では、丁寧に御説明いただけようによろしくお願ひいたします。有効利用評価部会の西村部会長のおかげで、かなり細かく見ていただいて、かつ課題も明確にして、それに対して事務局のほうも御対応いただきまして、非常に感謝しております。以上です。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本報告事項を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

○小川電波政策課長 ありがとうございました。

○宮澤重要無線室長 ありがとうございました。失礼いたします。

(2) 26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針案の意見募集の開始

○笹瀬会長 それでは、続きまして、報告事項「26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針案の意見募集の開始」につきまして、佐藤移動通信企画官から御説明、どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐藤移動通信企画官 おはようございます。移動通信課の佐藤でございます。

それでは、報告資料(2)に基づきまして、26GHz帯における価額競争、いわゆる周波数オークションの実施指針案の意見募集の開始について、御説明をさせていただきます。

まず、報道資料のとおり、今週の15日月曜日に、価額競争の具体的な実施方法やルール等を定めました価額競争実施指針案、総務省の告示案になりますが、こちらを公表しまして、その翌日の16日火曜日から、年明け、1月19日月曜日まで意見募集を開始したところでございます。

今回、別紙1から4の資料を御用意しておりますが、主に別紙1を使って、ポイントを絞って御説明をさせていただければと思います。

この指針案は、情報通信審議会の下に設置をしました作業班において、価額競争の実施方法等について取りまとめをいただいたところでございます。この内容については、10月24日の電波監理審議会において御説明をさせていただきました。こちらについては、今月11日に情報通信審議会の総会において一部答申をいただいたことを踏まえまして、この指針案を策定したというものになります。

それでは、別紙1に基づいて御説明させていただければと思います。

1ページおめくりをいただきまして、こちらが26GHz帯における周波数の割当ての全体的な方針ということになります。今年5月から6月にかけて利用意向調査を行いまして、一定の利用意向が示された26GHz帯について、既存無線局との共用可能性が高い周波数帯を、今回の価額競争による割当の対象とするということでございます。

また、利用意向調査の結果、全国各地の様々なニーズに応じた柔軟な基地局展開、また、地域のエリアを選択的に整備といったニーズをいただいたところでございますが、こうしたものに応じるため、全国枠と地域枠を1枠ずつ設けまして、指針案では、全国枠の周波数をこの400MHz幅（25.8GHz～26.2GHz）、地域枠の周波数を200MHz幅（26.8GHz～27.0GHz）とするということでございます。

具体的にはこの下の図表を御覧いただければと思います。

また、地域枠につきましては、市町村を割当区域とするということで、ただ、特別区については1つの区域とするということでございます。

また、地域枠につきましては、新規事業者・地域事業者の参入を促進するための措置としまして、こちらについては、こうした事業者向けの専用枠とする

ということとしております。

また、下のほうになりますが、対象となる無線通信システムは5Gということで、認定期間は10年間ということとさせていただいております。

次のページをお願いします。こちらが26GHz帯の価額競争による割当てに向けた主な流れということでございます。12月15日に指針案を公表しまして、意見募集を経まして、冬頃にまた電波監理審議会のほうに諮問させていただき、御議論いただければというふうに考えております。その後、速やかにこの指針を固めまして、早期に、参加申請の受付を含め、価額競争の実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次のページをお願いします。こちらが、価額競争の参加者の資格に関する主な審査事項ということになります。

まず、価額競争の公正な実施の確保の関係では、電波法の免許の欠格事由に該当しないことありますとか、また、談合等を抑止する観点から、全国枠については同一グループの企業から複数の申請がないことありますとか、また、同じく談合等を防止する観点から、情報の提供、協議、調整等をすることであるとか、あとは、第三者に対して契約を締結せずに情報の提供をすること等の禁止をここに定めております。

また、こうした行為を行った場合、また、申出があった場合には、総務大臣への報告ということもここに記載をしております。

また、地域枠の参入促進については、先ほど御説明したとおり、申請者が既存全国事業者でないことということを定めております。

次に、特定高周波数無線局の運用に必要な能力の確保としまして、無線局の設備調達また設置工事を着実に実施するための対策、また、無線局の運用・保守管理に必要な技術要員等を確保するための対策、また、安全・信頼性の確保としまして、無線局の運用に必要な電気通信設備の安全性、信頼性その他、無

線局の適正かつ安定的な運用を確保するための対策、また、コンプライアンスでありますとか混信対策、こちらについて参加者の資格として審査をしていくということとしております。

次のページ、お願いします。こちらが、最低落札価額の設定と保証金関係ということでございまして、最低落札価額につきましては、特定基地局開設料の算定方法を基本とするということで、諸外国のオークション結果を参照しまして算定をしたということでございます。

ただ、複数回のつり上げが今回行われるということも踏まえて算定をしているということでございまして、その結果につきましては、最低落札価額、これは10年間の金額になりますが、全国枠については39.3億円、地域枠については4,000円から2.8億円ということになっております。この地域枠の市町村ごとの最低落札価額については、告示案の別表第1を御参照いただければと思います。また、最低落札価額の詳細な算定方法につきましては、別紙4を御参照いただければと思います。

また、保証金の提供でございます。こちらについては、落札者の支払い能力を確認する等の観点から設けたものでございますが、参加資格の審査を経た後に保証金を提供することとされております。この保証金につきましては、価額競争が終了した後に基本的に返還をされるということで、ただ、落札者については、返還に代えて初年度の落札金の納付に充当することができるというふうにされております。

ただし、談合等の、価額競争の公正を害すべき行為を行った者に対しては、返還をしないというようなこともあり得るということでございます。

また、この保証金につきましては、後で説明します入札ポイントを、その金額に応じて得ることができるということとされております。

次のページ、お願いします。こちらが、価額競争の実施に向けた内容、基本

的な価額競争の方式ということになりますて、同時時計オークションを今回採用するということでございます。

まず、こちらは、全国枠は1単位、地域枠は区域ごとということで合計1,720単位になるということでございますが、この各単位について総務省が金額を提示しまして、参加者は入札の有無を判断するということでございます。

また、2ポツ目になりますが、総務省は2者以上の入札があった単位については、最も高い金額を入札した者が1者以下となるまで、提示価額を1ラウンド当たり最低落札価額の20%ずつ引き上げていくということでございます。

また、参加者は、次のラウンド以降、提示価額で入札しないと判断した場合には、前ラウンドの提示価額以上、現ラウンドの提示価額未満の金額を入札して退出をする、いわゆる退出入札を行うということでございます。

ある単位において最も高い金額を入札した者が1者となった場合には、その入札者が暫定落札者になるということでございまして、全ての単位について最も高い金額を入札した者が1者以下となった場合、この価額競争を終了するということでございます。

具体的なイメージにつきましては、この下の図を御参照いただければというふうに思います。

次のページ、お願ひします。こちらが、積極的な入札行動を促すためのルールということで、こちらについては、入札の様子見を抑止する観点から設けられたものということでございます。

今回、積極的な入札行動を促すためのルールとして、入札ポイント制を採用するということでございます。こちらについては、事前に提供した保証金の金額に応じて、その入札者に、初回の入札に必要なポイントが与えられるということでございます。

また、入札に必要なポイントというのは、各単位の最低落札価額に基づいて

設定されておりまして、入札者は各ラウンドにおいて自らが保有するポイントを超えないように入札をするということでございます。

また、参加者が各ラウンドにおいて入札を行わなかった場合、その分のポイントは失っていくというようなことになります。

具体的なイメージについては、この下の図を御参照いただければと思います。

また、暫定落札の撤回になります。こちらについては、地域枠のみ、暫定落札の撤回を1回に限り可能とするということでございます。

さらに、2以上の単位に入札して、競合入札により暫定落札できなかった単位が1以上生じた場合において、当該暫定落札できなかった単位と市町村が隣接している単位に限り、撤回を認めるということでございます。

そのイメージも、この下の図がありますので、また御参照いただければと思います。

次のページ、お願いします。こちらが、競争阻害的な行動を抑止するためのルールということでございまして、3ページで御説明しました参加者の資格にも反映されているものでございます。

こちらについては、情報交換・取決めの禁止、共同入札の禁止、適正な情報開示に関するルールを導入するということでございまして、情報交換・取決めの禁止については行ってはならないということで、それを担保する措置として、誓約書への提出でありますとか総務省への通報義務を課すということとしています。

また、共同入札の禁止については、全国枠について資本関係を有する等の関係事業者が共同して入札する行為を禁止ということで、これを担保するために、価額競争の参加申請に当たっては、資本関係、役員の兼任先、関係法人等の情報を提出いただくこととしております。

最後に、適正な情報開示につきましては、個別の入札者の特定につながる情

報については、価額競争が終了するまで非開示ということとする一方で、各ラウンドにおける入札数等の入札情報については、各ラウンドの終了後に参加者に対して開示をしていくということでございます。

次に、下のほうになりますが、価額競争の公正を害すべき行為を行った場合の措置としまして、以下の措置を講じるということでございます。

価額競争の参加資格の取消し、また、事後的に発覚した場合は、無線局の開設の認定の取消し、また、今後の特定基地局の開設計画の認定または価額競争の参加資格の審査における考慮事項となるということ。また、保証金の不返還、電波法に基づく罰則の適用と、こういった措置を講じることとしております。

最後のページになります。こちらが、いわゆる落札をした者、無線局の開設者が遵守しなければならない主な条件でございます。

まず、特定高周波数無線局の開設につきましては、全国枠につきましては認定日から3年以内、地域枠については認定日から5年以内に無線局を開設することを求めております。

また、全国枠については、全ての都道府県に無線局を展開することを求めております。

また、無線局の適正かつ安定的な運用の確保につきましては、先ほど御説明したとおり、参加者の資格に対応した内容となっております。ちょっと重複をするので、説明は割愛をさせていただきます。

最後に、その他の事項でございます。まず、公平性・競争促進のところにつきましては、全国枠については、従来の特定基地局開設指針を踏まえて、全国事業者への事業譲渡等を禁止するとともに、地域枠につきましても、こちらについては新規事業者、地域事業者の専用枠となっているため、これを潜脱する行為を防止する観点から、御覧のような規定を設けているということでございます。

最後に、無線局の開設状況等については定期的に報告をしなければならない  
ということも求めているところでございます。

駆け足になりましたが、私からの説明は以上になります。

○ 笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見よろしくお願いい  
たします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○ 大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。今回、第1回目  
の実施に伴う意見募集ということになりますけれども、今回の回答が、将来に  
わたっての、ある意味、実質的に運営要領的なものになるという部分もあると  
思いますので、御丁寧な対応をよろしくお願いしたいと思います。私のほうは  
以上です。

○ 笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○ 長田委員 長田です。ありがとうございます。私は素人なので、特に難しく  
感じておりますが、この後の意見募集でいろいろな御意見が出されると思いま  
すので、それを丁寧に聞いていただいた中で、もし改善すべきところがあれば  
改善をしていただきながら丁寧に進めていただければと思います。初めての取  
組だと思いますので、丁寧に進めていただきますようお願いいたします。以上  
です。

○ 笹瀬会長 どうもありがとうございました。

西村委員、いかがでしょうか。

○ 西村委員 御報告ありがとうございました。私のほうから、質問1点とコメン  
ト1点、述べさせていただければと思います。

まず、質問ですが、これまでの議論の中で、公正な競争という観点から、落

札者の周波数幅の上限設定も議論の対象になっていたのではなかつたかなと思うのですが、これについては告示案等にどのように記載されているのかということと、恐らくその数値を明記されているかと思いますので、その数値について何か議論があったのかどうかというのをお伺いさせていただければなと思います。

コメントですが、これはもう全体を通じて、何よりもまだ始まつてもいない状況でございますし、総務省も事業者も初めてのことでもございます。事業者にとっては戦略的行動ともかなり関係する場合があるかと思いますので、事業者の勘違い、思い込み、誤解の回避のためにも、できる限り入念な対応を整えていただければと期待するものでございます。私からは以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

佐藤移動通信企画官から何か御回答ございますでしょうか。

○佐藤移動通信企画官 御質問ありがとうございます。

まず、今回の26GHz帯における価額競争で割当ての対象となっている周波数幅に関する御質問でございます。こちらについては、いわゆる情報通信審議会の作業班の取りまとめにおきましては、割り当てる候補として3つ、御提示をさせていただきました。こちらについて意見募集をさせていただき、改めて関係者から意見もいただいたところでございます。また、ここにも書いてあるとおり、5月から6月にかけて実施しました利用意向調査の結果も踏まえて、そうしたことを総合的に勘案しまして、今回、全国枠については、この図にあります真ん中の400MHz幅で、地域枠については、一番右側にあります200MHz幅を割り当てるということをしたものです。

具体的には告示案の4ページ目に記載をしております。これ、対象事業者によって周波数幅を定めているんですが、既存全国事業者は地域枠には応札できないので400MHz幅、それ以外の者につきましては600MHz幅という

ことで、ここに規定をしているというところでございます。

また、いただいたコメントにつきましては、まさに御指摘のとおりでございまして、今回初めての価額競争ということになりますので、その価額競争の実施の方法、ルールでありますとか、こういったものに対してしっかりと、参加する、またそれを希望する者に対して、分かりやすく説明をしていくということが求められると思いますし、円滑に進むような形で準備を進めていくことも非常に重要かと思っております。こちらについては我々も、御指摘のとおり入念に準備を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○西村委員 ありがとうございました。よく分かりました。以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございました。初の試みですので、トライアンドエラーで進めていくしかないというふうには考えております。他方で、やはり一番気になっているのは、談合をどうやって防止するのかという点であると考えております。現状の申請に当たりましては、資本関係などある会社についての情報の申告、そして誓約をさせるというところから、談合について検査をかけているという理解でいるんですが、あらかじめ、その周波数を用いた事業について、資本関係がない事業体同士で何らかの合意を行った上で入札に臨むというようなことも、考え方によつては理論的にあり得ることになりますので、今後の運用を見ながら、また必要な改正があれば、適宜進めていただければと思つております。

現時点では、この報告いただいた内容について異存はございません。以上となります。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

佐藤移動通信企画官は何か御意見ございますか。

○佐藤移動通信企画官 ありがとうございます。まさに御指摘のとおりということでございまして、諸外国でも、オークションにつきましては、アップデートしながら実施を行ってきたというふうに承知をしております。我が国につきましても、今回が初めてということでございますが、この価額競争の実施状況、結果などを踏まえて、不斷にこの方法とかルールは改善をしていくということが非常に重要であると思いますので、我々もそういったことを踏まえてしっかり対応してまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

○矢嶋委員 御説明いただきましてありがとうございました。

○笹瀬会長 非常によくまとまっていると思いまして、私から一つお伺いしたいのは、これ意見募集はちょうど1か月ぐらいなんですけれども、ちょうど年末年始にかかりますよね。これ多分、この価額競争はかなり、初めての試みがあるので、そういう面では、今のこの別紙のものは初めて世の中に出るのでしょうか。その前に情報通信審議会で議論されていると思いますけれども、そういう意味では、ちょっと私、個人的にはこれ、期間が短いかなという気がするんですけども、そういうのはそういうもんなんですか。必ず1か月って決まっているんでしょうかね。

○佐藤移動通信企画官 意見募集は、ルール上、1か月以上設けなきゃならないということになっておりまして、さらに、今回、年末年始を挟むということもありまして、それを含めた、勘案した日程の設定とさせていただいております。

その指針案の策定に当たっては、冒頭で御説明したとおり、情報通信審議会の下に設けました作業班で取りまとめいただいたものを踏まえているというところでございまして、この取りまとめについても意見募集をさせていただいて

おります。

ただし、例えば全国枠を400MHz幅、地域枠を200MHz幅にするでありますとか、例えば地域枠については市町村単位とするということについては、これは新たに指針案でお示しをしたところでございまして、ただし、基本的なルールは、取りまとめでいただいた方向性ともうほぼ変わらないということございまして、この辺りをまた関係者の方々にしっかり御理解をいただきながら、意見募集を実施させていただければというふうに思っております。

○ 笹瀬会長 分かりました。ありがとうございます。もう1点、これ、落札者が認定されて、10年間認定されるわけですけれども、この周波数は今の加入と、全国枠が1枠と、それから地方枠が実質的には1つしかないと。これは、一旦落札をしたらあとは全然取れないという理解なのでしょうか。例えば、高い200MHzは、かなり帯域が広いので、ここを例えば100MHzでいいとかそういうことはなくて、必ず200MHzを申請されると、ある地域では、どこか一つ落札すると10年間全く応募ができないという、そういう理解でよろしいですか。

○ 佐藤移動通信企画官 御指摘のとおり基本的にはそういうことでございまして、特定基地局の開設制度と同様に、この認定者につきましては、いわゆる無線局の排他的申請権というものが得られるということになっております。ですので、10年間、その与えられた枠内区域につきましては、これは独占的に申請ができるということとされております。

ただし、認定の返上でありますとか、電波の有効利用評価とか、今後、そういったものを踏まえて適切に対応していくということになろうかというふうに思います。

○ 笹瀬会長 分かりました。ありがとうございます。というのは、今、意見募集を始めていて、予定では、電波監理審議会の諮問答申は冬頃になると。かな

り時間が空いているんですけれども、ここはいろいろ議論をして、意見募集の結果、修正等されるという理解でよろしいですか。かなり大きくこの指針案がもし変更になった場合とかに関しては、また意見募集をするという理解でよろしいですか。それとも、もうそれはなくて、総務省の中で意見募集に従いながら修正加筆をするという理解なんでしょうか。

○佐藤移動通信企画官 今、意見募集を実施しているところでございますが、その意見募集の結果を踏まえて、必要に応じてこの指針案をブラッシュアップした上で、電波監理審議会の諮問をさせていただくということとしております。このスケジュール感、冬頃ということでございますが、可能であれば今年度内に指針案を固めて、その後早期に、参加申請の受付を含めて、価額競争の実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

こちらについては、意見募集の結果を踏まえながら、いずれにしてもしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

○笹瀬会長 よく分かりました。どうもありがとうございました。  
ほかに質問とか御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、今の御報告事項に関しては、これで終わりといたします。どうもありがとうございました。

○佐藤移動通信企画官 ありがとうございました。

### (3) 有効利用評価部会の活動状況

○笹瀬会長 それでは、続きまして、報告事項の3つ目、有効利用評価部会の活動状況につきまして、西村部会長から御説明、どうぞよろしくお願ひいたします。

○西村委員 承知いたしました。部会長の西村でございます。

それでは、報告資料に基づきまして、部会の活動状況を御報告申し上げます。

11月期の電波監理審議会以降、部会につきましては、12月11日に第53回会合を開催いたしました。

この会合では、まず、NTNやSub6帯、それから、ミリ波帯の今後の評価方針の検討のため、11月に実施しました免許人ヒアリングの結果を整理いたしております。この評価方針の見直しにつきましては、年明け、来年1月以降の部会において検討を行う予定でございます。

また、今年度の携帯電話及び全国BWA等に係る電波の有効利用の程度の評価結果のうち、定量評価と定性評価の各論についても議論をいたしました。

来週でございますけれども、24日に開催を予定されております部会において、今年度の評価結果案の全体を取りまとめまして、1月の審議会に報告を予定してございます。

部会からの報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御意見、御質問よろしくお願ひいたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。年末の最後まで、先生方にはいろんな御議論いただくということで、大変感謝しております。私のほうからは以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。私も、本当に先生方がとても熱心に御検討いただきいて、感謝しています。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御報告ありがとうございました。私からも特にコメントはなく、御尽力につき感謝申し上げるのみとなります。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私からも特に意見ありません。年末のクリスマスイブまで仕事をしているということで、西村部会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○西村委員 こちらこそよろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、総合通信基盤局の職員の方、御退出よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

## 閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書に関しましては、所定の手続に従って事務局から総務大臣宛てに御提出、よろしくお願ひします。

次回の定例会の開催は、令和8年1月13日火曜日の10時からウェブ開催を予定しております。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会いたします。よいクリスマスとお正月をお迎えください。どうも1年間ありがとうございました。